

V. 諸 規 程

V. 諸規程

愛国学園大学学則(抄)

第1章 総則

(目的)

第1条 愛国学園大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、本学園の建学の精神を旨とし、幅広い教養と人間文化に関する高度の知識と学芸を教授研究し、我が国の文化の発展に貢献するとともに、人間性豊かな女性を育成することを目的とする。

2 本学人間文化学部人間文化学科の教育目的は、次のとおりとする。

(1) 基礎的知識や自己表現力を養いつつ、自己の潜在能力を発見し、問題解決に立ち向かう能力を養う。

(2) 授業科目の履修及び卒業論文の作成を通して獲得する幅広い知識を活用し、論理的、批判的なものの見方を養い、課題を探求する能力を養う。

(3) 豊かな人間性と倫理観をもって社会の発展に貢献できる能力を養う。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため本学における教育研究活動の状況について、自己点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価にあたって、項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科)

第3条 本学に次の学部、学科を置く。

人間文化学部

人間文化学科

2 学部に関し必要な事項は別に定める。

(学生定員)

第4条 本学の学部、学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
人間文化学部	人間文化学科	100人	400人
計		100人	400人

(修業年限及び在学年数)

第5条 本学の修業年限は、4年とし、在学年限は8年とする。ただし、第22条第1項及び第2項の規定により入学した者の在学年限は、在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

2 学生は、前項に規定する在学年限を超えて在学することはできない。

(長期履修制度)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、学生が職業を有しているなどの事由により、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、8年間を限度としてその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修制度に関して必要な事項は別に定める。

第3章 ～ 第5章(略)

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(授業期間)

第13条の2 年間の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第14条 学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 愛国学園創立記念日 11月3日
- (4) 春期休業日 3月11日から 3月31日まで
- (5) 夏期休業日 8月8日から 9月21日まで
- (6) 冬期休業日 12月25日から 翌年1月5日まで

- 2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第7章 入学、休学及び退学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が教授会の議を経て認めた者については後期の始めとすることができる。

- 2 後期の入学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出すべき書類、提出の時期、方法及び入学検定料の額については別に定める。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て学長が合格を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付し、入学手続きをしなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第21条 保証人は成人2名とし、1名は親権者あるいは後見人とし、その学生の在学中の一切の事項について、その責任を連帯して保証する。

(編入学及び転入学)

第22条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長は相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者、退学した者又は授業料未納により本学を除籍された者
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学入学資格を有し、かつ専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等を修了し又は卒業した者
- (5) 第17条に規定する者で、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。)を修了した者

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

(休学)

第23条 学生が健康その他やむを得ない事由により2か月以上修学できないときは、保証人連署の上、学長に願い出て、休学することができる。ただし健康上の事由による場合は、医師の診断書を添付するものとする。

- 2 特別の事由のため休学期間が学年を越える場合は、学長は、1年間を限度として休学を許可することができる。ただし、

休学期間は、通算して4年間を越えることはできない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第24条 休学中の学生が復学しようとするときは、保証人連署の上、復学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、健康上の事由により休学した場合は、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の上、退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学生が他の大学等に入学又は転入学しようとするときは、前項に準ずる。

(再入学)

第26条 願いにより退学した者及び第27条第1項第3号に該当する者が再入学を願い出たときは、選考のうえ教授会の議を経て学長が再入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者は第20条第1項に準ずる手続きをしなければならない。

3 再入学の時期は第16条第1項に準ずる。

4 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第23条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者

(3) 学納金の納付を怠り、督促しても納付しない者

(4) 長期間にわたり登校せず、学業不振の者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

(6) その他学業の継続が困難な者

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

第28条 授業科目は、共通教養科目、専門科目、情報・キャリア支援科目及び卒業研究科目に区分する。

(授業科目の種類及び単位数等)

第29条 授業科目の種類及び単位数等は、別表1のとおりとする。

2 授業科目の履修に関する規程は、別に定める。

(単位の計算方法)

第30条 各授業科目に対応する単位数は、当該授業における教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

2 試験に関する規程は、別に定める。

(履修科目の評価)

第32条 試験等の評価は、S、A、B、C及びDをもって表し、S、A、B又はC以上を合格とし、Dを不合格とする。

2 履修科目の成績判定に関する規程は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第33条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が他大学等において履修して修得した単位については、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条第1項及び短期大学設置基準第17条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第22条第1項による入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項の規定は、外国の大学等において修得した単位について準用する。

第9章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第35条 本学を卒業するためには、第5条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第36条 前条の卒業の要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第37条 卒業を認定した者に学士(人間文化学)の学位を授与し、学位記を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学納金等

(学納金等の金額及び種類等)

第38条 本学の学納金は、入学金、授業料、施設設備費、実験実習費とし、その額は別に定める。なお、入学金については減免することがある。

2 授業料、施設設備費及び実験実習費は、年額を納入する場合又は分割して前期分を納入する場合は、前年度の指定期日までに、後期分については当該年度の9月の指定期日までに納入するものとする。

(長期履修の学納金)

第38条の2 前条第1項の規定にかかわらず、第5条の2に定める長期履修制度の適用を承認された学生に係る授業料、施設設備費及び実験実習費については、前条第1項に定める額にそれぞれ4を乗じて得た額を、長期履修の期間で除して得た額とする。

2 納入時期は前条第2項に準ずる。

(休学及び復学の場合の学納金)

第39条 休学を許可された学生に対しては、在籍料を徴収するものとし、在籍料の徴収に関し必要な事項は別に定める。

2 休学を許可された学生が、学期の途中で復学する場合は、その学期の学納金を全額徴収する。

(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

第40条 学期の途中で退学した者、又は除籍された者の当該学期分の学納金は、徴収する。

2 停学期間中の学納金は、徴収する。

(納付された学納金等)

第41条 納付された学納金等は、原則として返還しない。

第11章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者が一つまたは複数の授業科目の履修を願い出た場合には、当該科目の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として授業科目の履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第43条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者が本学においてさらに研究することを願い出た場合は、本学の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、研究生として学長が入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条の2 他の大学、短期大学(外国の大学、短期大学を含む。)の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第44条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者で公共機関又はこれに準ずる団体からの委託の依頼があった場合は、授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、委託生として学長が入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、留学の在留資格を有する場合は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(帰国生徒)

第46条 海外からの帰国生徒で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、帰国生徒として入学を許可することができる。

2 帰国生徒に関する規程は、別に定める。

第12章 賞罰

第47条 人物、学業ともに優秀な者、その他学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第48条 本学の規則に違反した者、又は次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを訓戒、停学又は退学に処する。

- (1) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者
- (2) 正当な理由なく出席常ならぬ者、または無届けで長期にわたり欠席した者
- (3) 社会通念に著しく反する行為があった者

第13章 附属施設

(図書館)

第49条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

(北総文化研究センター)

第50条 本学に北総文化研究センターを置く。

- 2 北総文化研究センターに関する規程は、別に定める。

第14章 公開講座(略)

(略)

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。(別表1教育課程、単位の計算方法、卒業及び学位の改正等)
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

2. 愛国学園大学人間文化学部規則(抄)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛国学園大学学則(以下「学則」という。)第3条第2項に基づき、人間文化学部(以下「学部」という。)の教育組織に関する必要な事項を定めるものとする。

2 教育課程及び履修方法等については別に定める。

(学科及び学生定員)

第2条 学部に次の学科を置き、その定員は次のとおりとする。

人間文化学科	入学定員	100人
	収容定員	400人

第2章 学科に置く専攻等

(専攻の設置等)

第3条 人間文化学科に、日本理解、心理・生活、地域共生、及びビジネスの4専攻置くものとし、学生は、3年次から各専攻に所属する。

2 日本理解専攻は、日本文化・社会に関する知見を深め、語学力の充実を図りつつ、文化交流、経済交流など、国際社会の中の日本を、グローバルな視点から学ぶ専攻とする。

3 心理・生活専攻は、生きていくなかで出会う様々な問題に対処するために、心と社会と自然の仕組みを理解し、活用する方法を学ぶ専攻とする。

4 地域共生専攻は、成田・羽田両国際空港間に立地する四街道市に、様々な外国人居住者が増加している地域特性を踏まえ、多文化が共生する地域社会の在り方を学ぶ専攻とする。

5 ビジネス専攻は、日本の企業経営、会計、情報科学に関する理解を深め、情報技術を生かしたビジネスを学び、併せて実践的な技能を習得する専攻とする。

第3章 履修単位等

(履修単位)

第4条 学生は、学則別表1に定める必要単位数を修得しなければならない。

2 修得すべき単位数は、次のとおりとする。

(1) 共通教養科目については、基盤形成科目12単位を含め22単位以上

(2) 情報・キャリア支援科目については、6単位以上

(3) 専門科目については、導入科目から10単位以上、基幹科目から12単位以上、発展科目から8単位以上の計30単位以上

(4) 卒業研究科目については、10単位

(日本語支援科目の履修)

第5条 外国人留学生にあっては、外国人留学生日本語支援科目(卒業単位には含めない。)の中から、日本語A及び日本語Bを4単位を修得しなければならない。ただし、大学が別に認める外国人留学生は、この限りではない。

第4章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第6条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、第4条に定める授業科目について124単位以上を修得しなければならない。

(学位の授与)

第7条 前条の要件を満たして卒業する者には、次の学位を授与する。

人間文化学部 学士(人間文化学)

第5章 学部規則の改正

(規則の改正)

第8条 この規則の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

(略)

附則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。(教育課程改訂に伴う改正)

2 この規則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

3. 愛国学園大学人間文化学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、愛国学園大学学則（以下「学則」という。）第29条第2項に基づき、人間文化学部の授業科目及び単位履修に関して、必要な事項について定める。

(授業科目)

第2条 授業科目は、共通教養科目、情報・キャリア支援科目、専門科目、及び卒業研究科目に区分する。

- 2 共通教養科目には、基盤形成科目、外国語科目、及びウェルネス科目を置く。
- 3 専門科目には、導入科目、基幹科目、及び発展科目を置く。
- 4 卒業研究科目には、人間文化演習、卒業研究演習、及び卒業論文を置く。
- 5 外国人留学生の日本語能力向上のため、卒業単位には含めない授業科目として、外国人留学生日本語支援科目を置く。

(履修単位)

第3条 卒業するためには、次の各号に定める授業科目の必要単位を修得し、合計124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 共通教養科目の基盤形成科目を12単位
- (2) 共通教養科目の外国語科目の中から8単位以上
- (3) 共通教養科目のウェルネス科目の中から2単位以上
- (4) 情報・キャリア支援科目は、必修6単位を含む6単位以上
- (5) 専門科目については、導入科目から10単位以上、基幹科目から12単位以上、発展科目から8単位以上
- (6) 卒業研究科目については、人間文化演習4単位、卒業研究演習4単位及び卒業論文2単位
- (7) 外国人留学生にあつては、外国人留学生日本語支援科目（卒業単位には含めない。）の中から、日本語A及び日本語Bを4単位履修しなければならない。ただし、大学が別に認める外国人留学生は、この限りではない。

(単位数計算の基礎)

第4条 授業科目の単位の計算基礎は、当該授業における教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(履修登録)

第5条 学生が授業科目を履修するためには、指定の期間内に履修登録をしなければならない。

- 2 専門科目の履修に当たっては、各専攻ごとの履修モデルを参考として、授業科目を選択するものとする。
- 3 当該年度1年間に登録できる履修単位は、40単位以内とする。ただし、教務委員会の審査により成績優秀者と認められた者にあつては、46単位を上限とすることができる。
- 4 人間文化演習の履修に当たっては、2年次までに44単位以上を修得していることを要件とする。
- 5 卒業研究演習の履修に当たっては、3年次までに人間文化演習4単位の修得を含め、84単位以上を修得していることを要件とする。
- 6 既に単位の認定を受けた科目の登録、同一科目の重複登録及び同一時限の重複登録は認めない。
- 7 未登録科目の履修及び履修登録後の変更は原則として認めない。
- 8 第3項に定める単位を越えて履修を希望する場合、又は第6項の規定にかかわらず履修を希望し、科目担当者の承認を得た場合、自由科目として登録を認めることができる。なお、自由科目は卒業単位には算入しない。
- 9 その他授業科目の履修登録に関して、定めのない事項があるときは、教務委員会の意見を聴いて学長が決定する。

(成績評価)

第6条 履修科目の成績評価は、S、A、B、C、Dの評価で表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(単位の認定)

第7条 履修科目について合格の評価を得たときは、所定の単位を認定する。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第8条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により学生が他大学等において履修して修得した単位については、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第9条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目等履修生等として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、学則第22条第1項による入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第8条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項の規定は、外国の大学等において修得した単位について準用する。

(履修規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(略)

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。(教育課程の改訂に伴う改正)

2 この規程施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

4. 愛国学園大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定、並びに愛国学園大学学則第37条第2項の規定に基づき、愛国学園大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(授与する学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士とする。

2 前項の学位には、専攻分野の名称を次のとおり付記する。

人間文化学部 人間文化学科 人間文化学

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、愛国学園大学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して授与する。

(学位の名称の使用)

第4条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、当該学位名に「愛国学園大学」の名称を付記するものとする。

(学位記の授与)

第5条 学長は、学位授与の証明として、別記様式1に定める学位記を授与する。

(学位記の再交付)

第6条 学位記の再交付を受けようとする者は、別記様式2による再交付願を学長に提出しなければならない。

(学位授与の取消)

第7条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為をしたときは、教授会の意見を聴いて、学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

5. 愛国学園大学試験規程

(目的)

第1条 この規程は、愛国学園大学学則第31条第2項に基づき、本学が学生に対して実施する試験に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、臨時試験、追試験及び再試験とする。

(試験方法等)

第3条 試験は、筆記試験、口頭試験、実技試験及びレポート試験等、担当教員が適切と認めた方法により実施する。

2 試験は、原則として学期末に行う。ただし、臨時試験は、当該担当教員の判断によって必要に応じて行うことができる。

3 試験の所要時間は、原則として60分とする。ただし、必要に応じて変更することができる。

4 試験の監督は、原則として担当教員が行う。

5 受験者が多数にわたる場合には、試験の適正確保のために補助監督者を置くものとする。

(受験資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、原則として試験を受けることができない。

- (1)履修登録をしていない者
- (2)欠席回数が開講回数の3分の1を超える者
- (3)学納金未納者
- (4)学生証を所持しない者
- (5)試験場において、監督者及び補助監督者の指示に従わない者
- (6)その他、担当教員が不適当と認めた者

(入場)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験場に入場することはできない。

- (1)受験資格を有しない者
- (2)試験開始後20分以上を遅刻した者

(退場)

第6条 試験開始後30分を経過するまでは、試験場からの退場を認めない。

(監督者の指示)

第7条 試験場においては、監督者の指示に従わなければならない。

2 監督者及び補助監督者は、その指示に従わない者に対して、退場を命じることができる。

(不正行為)

第8条 試験に際して、不正行為を行った者は、当該科目を不合格とする。

2 不正行為を行った者に対して、教授会の議を経て、当学期の履修科目の一部又は全部を不合格にすることができる。

3 前項の処分は、当該学生について学則に基づく懲戒を行うことを妨げない。

(追試験)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事由により定期試験を受験しなかった者は、当該学期につき1回に限り追試験を受けることができる。

- (1)病気及び負傷のため登校できない場合
- (2)公欠の許可を得た場合
- (3)火災、風水害、その他災害、交通事故など自己の責任以外で登校不能の事由が生じた場合
- (4)忌引のため欠席した場合
- (5)その他止むを得ない事由があると教務委員長が判断した場合

2 追試験を希望する学生は、前項各号の事由に該当することを証する書類を添えて、原則として試験実施日より5日以内に追試験願を学務課に提出しなければならない。

3 前項の願い出により追試験が認められた場合は、担当教員は、原則として1週間以内に追試験を実施しなければならない。また、追試験を実施した場合は、教員は速やかに試験の成績を変更しなければならない。

(再試験)

第10条 卒業年次の定期試験に不合格であった者で、3科目6単位以内の修得単位数不足のため卒業資格を得ることができない者に限って、再試験を願い出ることができる。

2 再試験を希望する者は、成績表交付後5日以内に再試験願に必要事項を記入し、学務課を経由して学長に願い出なければならない。

3 学長は、前項の願い出が提出された場合は、再試験の適否について決定する。

4 前項の規定により再試験の実施が決定した場合は、担当教員は再試験を速やかに実施しなければならない。また、再試験を実施した場合は、担当教員は速やかに試験の成績を変更しなければならない。

(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(第9条、第10条関係)

6. 愛国学園大学学業成績判定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、愛国学園大学学則第32条第2項に基づき、学業成績判定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学業成績判定)

第2条 学業成績は、定期試験、臨時試験、レポート試験及び平常成績などを総合して判定し、各科目とも100点をもって満点とする。

2 欠席回数が開講回数 $\frac{3}{10}$ を超える科目については、学業成績判定を行わない。

3 一度判定した成績については、原則として変更することができない。

(評価区分及び基準)

第3条 学業成績判定の評価区分は、S、A、B、C及びDをもって表し、S、A、B又はC以上を合格とし、Dを不合格とする。

2 評価区分ごとの基準は、次のとおりとする。

S 100点～90点: 基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果を収めている。

A 89点～80点: 基本的な目標を十分に達成している。

B 79点～70点: 基本的な目標を達成している。

C 69点～60点: 基本的な目標を最低限度達成している。

D 59点以下: 基本的な目標を達成していない。

(単位認定)

第4条 C以上の学業成績評価を得た科目については、所定の単位を認定する。

(成績表への記載)

第5条 学業成績表は、学業成績判定の評価区分を記載したものを交付する。

(進級及び卒業基準)

第6条 学業成績判定に基づく進級基準及び卒業認定基準については、別に定める。

(異議申立て)

第7条 学業成績評価(不合格、失格、未受験)について異議のある場合は、成績表交付後5日以内に限り別記様式1により異議申立てを行うことができる。

2 異議申立てを行った学生の成績の再判定は、教務委員会において必要な調査を行った上で審議を行い、教授会の議を経て学長が決定し、別記様式2により当該学生に速やかに回答する。

(略)

附 則

この規程は、令和4年11月25日から施行する。

7. 愛国学園大学進級に関する基準

令和4年11月25日
令和7年4月1日改正

(目的)

第1条 この基準は、愛国学園大学学業成績判定に関する規程（以下「成績判定規程」という。）第6条の規定に基づき、進級に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(進級要件)

第2条 1年次から2年次への進級には、共通教養科目のうち、「人間文化入門」の2単位を含む10単位以上修得していなければならない。

2 2年次から3年次への進級には、2年次までに履修できる科目の単位を44単位以上修得していなければならない。

3 3年次から4年次への進級には、3年次までに履修できる科目のうち、「人間文化演習」の4単位を含む84単位以上修得していなければならない。

(原級留置)

第3条 前条の要件に満たない学生は、原級留置とする。

2 前条の規定にかかわらず、編入学生及び長期履修学生にあつては、個別に審議するものとする。

(審議の手続き)

第4条 進級の判定は、進級判定会議で審議し、教授会の議を経て学長が決定する。

2 進級判定会議は、教務委員会をもって充てる。

(通知)

第5条 原級留置の学生への通知は、別記様式により決定後速やかに行う。

(異議申立て)

第6条 進級の判定結果に異議がある場合は、成績判定規程第7条の規定に準ずるものとする。

(特例)

第7条 本規程に定めのない事項については、進級判定会議で審議し、教授会の議を経て学長が決定する。

(事務)

第8条 進級に関する事務は、学務課において処理する。

附 則

1 この基準は、令和7年度入学生から適用する。

2 この基準の施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

8. 愛国学園大学卒業認定に関する基準

令和4年11月25日

(目的)

第1条 この基準は、愛国学園大学学業成績判定に関する規程(以下「成績判定規程」という。)第6条の規定に基づき、卒業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(卒業要件)

第2条 本学を卒業するには、学生は4年以上在学し、愛国学園大学学則別表1に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 各科目の単位認定に当たっては、成績判定規程に基づき行う。

(卒業研究演習)

第3条 卒業研究演習の単位を修得するには、原則として通年の演習履修に加え、卒業論文を提出し、卒業論文発表会で発表しなければならない。

2 卒業論文は、卒業論文要綱に基づき作成しなければならない。

(審議の手続き)

第4条 卒業の認定は、卒業判定会議で審議し、教授会の議を経て学長が決定する。

2 卒業判定会議は、教務委員会をもって充てる。

(通知)

第5条 原級留置の学生への通知は、別記様式により決定後速やかに行う。

(異議申立て)

第6条 卒業の認定結果に異議がある場合は、成績判定規程第7条の規定に準ずるものとする。この場合において、同条第1項中「5日」とあるのは、「3日」と読み替えるものとする。

(特例)

第7条 本規程に定めのない事項については、卒業判定会議で審議し、教授会の議を経て学長が決定する。

(事務)

第8条 卒業に関する事務は、学務課において処理する。

9. 愛国学園大学の学生がやむを得ない事情等により授業を欠席した場合の取扱要領

学 長 裁 定

(目的)

第1条 この要領は、学生がやむを得ない事情等により授業を欠席した場合は公欠とし、公欠に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公欠事由)

第2条 次の各号に掲げる場合には、公欠とする。

- (1) 親族が死亡した場合(忌引き)
 - (2) 学校保健安全法施行規則第19条に規定する感染症に罹患した場合
 - (3) 外国人留学生在がビザ更新のため、出入国在留管理庁に出頭する場合
 - (4) 裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合
 - (5) 上記に定めるほか、学長が認めた場合
- (忌引き)

第3条 前条第1号に規定する場合の公欠を認める日数は、下記のとおりとする。

- (1) 配偶者及び1親等の親族においては、死亡日から連続して7日間
 - (2) 2親等の親族においては、死亡日から連続して3日間
 - (3) 3親等の親族においては、死亡日から1日
- 2 死亡した親族が遠隔地に当たる場合等には、教務委員長の判断により、忌引きの起算点を死亡日と異なる日とすることができる。
- (ビザ更新)

第4条 第2条第3号に規定する場合の公欠を認める日数は、申請日及び受領日の2日間とする。ただし、出入国在留管理庁の事情により出頭が2日間を超える場合には、2日間を超えることができる。

(公欠の処理)

第5条 学生は、第2条各号に該当する場合、欠席届と必要書類を速やかに学務課に提出するものとする。

- 2 前項の申請が適正と認められた場合には、学修の保証の観点から、教員は適切な措置を講じ、当該学生が履修上不利とならないよう配慮しなければならない。
- 3 前項の代替措置を経て学修の質が保証された場合には、欠席扱いとしない。
- 4 第1項に規定する必要書類は、別に定める。

(要領の改廃)

第6条 学長は、本要領を改廃するときは、教務委員会の意見を聴取する。

附 則

この要領は令和4年9月16日から施行する。

附 則

この要領は令和5年5月8日から施行する。(新型コロナウイルス感染症第5類移行に伴う改正)

10. 愛国学園大学の学生がやむを得ない事情等により授業を欠席した場合の取扱要領第2条第5号の「学長が認めた場合」について

令和4年11月8日 学長 決定
令和5年5月8日 改正
令和6年4月1日 改正
令和7年10月1日 改正

「愛国学園大学の学生がやむを得ない事情等により授業を欠席した場合の取扱要領」第2条第5号の「学長が認めた場合」の公欠事由は次のとおりとするが、提出された必要書類に基づき公欠に該当することについて、その都度判断する。

また、大学の責に帰すべき事由のほか、想定外の事由が発生した場合にも、その都度判断するものとする。

- 1 就職試験等の就職活動(5日間以上のインターンシップ参加含む)の場合
- 2 大学公認サークルが公式の対外試合に参加する場合
- 3 本学へ編入学等をした場合において、以前の学校の事情等により登校できない場合
- 4 災害により登校できない場合(全学休講を除く。)
- 5 公共交通機関の運休・遅延等で登校できない場合(全学休講を除く。)
- 6 学校保健安全法施行規則第19条に規定する感染症のワクチン接種日及びその後の副反応により体調不良(接種日を含め3日以内)の場合
- 7 学校保健安全法施行規則第19条に規定する感染症のおそれがあり、医師の診断を受けた場合
- 8 四街道市との包括協定に基づく取組に参加する場合

11. 学納金未納者に対する単位授与及び証明書発行の停止措置並びに除籍等に係る取扱細則

(目的)

第1条 愛国学園大学学納金の納入に関する取扱規程(以下「取扱規程」という。)第10条第2号に基づく単位の授与及び証明書の発行の停止、第11条に基づく除籍、愛国学園大学試験規程第4条第3号に基づく学納金未納者の定期試験受験資格等の取扱いに関して必要な事項を定める。

(前期試験の単位授与停止)

第2条 前期開講科目の試験において、当該年度の9月30日までに当該年度の前期分学納金を納入していない学生は、試験の成績にかかわらず、原則として単位授与を停止する。

2 単位授与を停止した場合は、受験資格失格として取り扱う。

(後期試験及び通年科目試験の単位授与停止)

第3条 後期開講科目及び通年科目の試験において、当該年度の3月31日までに当該年度の学納金を納入していない学生は、試験の成績にかかわらず、原則として単位授与を停止する。

2 単位授与を停止した場合は、前条第2項と同様に取り扱う。

(除籍)

第4条 当該年度の学納金を正当な理由もなく納入しない学生については、愛国学園大学学則第27条の規定に基づき除籍するものとし、除籍の日付は次の各号によるものとする。

(1) 当該年度の9月30日までに、当該年度の前期分学納金を全額納入しない又は納入が見込めない学生は、当該年度の9月末日の教授会で審議の上、9月30日付で除籍する。ただし、取扱規程第4条に規定する分割納入が認められた場合を除く。

(2) 当該年度の3月31日までに、当該年度の学納金を全額納入しない又は納入が見込めない学生は、当該年度の3月末日の教授会で審議の上、3月31日付で除籍する。ただし、3月31日が金融機関の休業日の場合は、その前日とする。

(証明書の発行)

第5条 学納金の前期分若しくは後期分の全額又はその一部の納入を延滞している学生には、各種証明書の発行を停止する。

(卒業の取扱)

第6条 卒業に必要な単位を修得した4年次生で、学納金を滞納している学生の卒業の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 3月卒業の学生は、前月の2月末日までに学納金を完納した場合、卒業式開催日付で卒業を認めるものとし、3月1日以降3月31日までに完納した場合には、3月31日付で卒業を認める。

(2) 9月卒業の学生については、前号に準じて取り扱う。

(受験資格失格及び単位授与停止の決定又は解除)

第7条 受験資格失格及び単位の授与停止に係る判定又は解除は、教務委員会において審議し、審議結果を学長に報告し、学長がこれを決定する。

2 受験資格の失格の判定及び単位の授与停止の解除を決定した場合は、決定事項を教授会に報告するとともに、別記様式により学内に公示する。

(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

12. 愛国学園大学外国人留学生規程

(総則)

第1条 愛国学園大学学則第45条第2項に基づき、入学を志望する外国人留学生に関しては、この規程に定めるところとする。

(出願資格)

第2条 外国人留学生として入学を志願できる者は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程又はこれに相当する教育を修了した者
- (2) 出入国管理及び難民認定法に規定する「留学」の在留資格を有する者
- (3) 日本語の能力が入学後の学修に支障をきたさない程度に備わっている者
(入学の時期及び学年)

第3条 外国人留学生の入学時期は、学則第16条に定める時期とする。

第4条 入学を許可する学年は、原則として1年次とする。

(選考方法)

第5条 入学の選考は、学力、履歴、人物及び健康等について行う。

- 2 前項の選考方法の一部、又は全部を書類審査に代えて行うことがある。
- 3 日本語の能力に関しては、委員会を設け、筆記、口述、その他適当な方法により審査する。
- 4 前項の委員は学長の委嘱とする。

(出願書類)

第6条 外国人留学生として入学を志願する者は、所定の期日までに次の書類に所定の受験料を添えて、提出しなければならない。

- (1) 出願確認票(志望票)
- (2) 学歴書
- (3) 外国における出身高等学校の卒業証明書又は卒業見込証明書及び学業証明書
- (4) 日本において在籍したすべての日本語教育施設等の卒業証明書又は卒業見込証明書、成績証明書及び出席証明書
- (5) 日本語能力に関する書類
- (6) 在留カードの写し
- (7) 住民票
- (8) その他本学の指定するもの

(入学許可)

第7条 外国人留学生は、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

(保証人)

第8条 外国人留学生は、入学の際、身元保証人1人を定め、本学に届け出なければならない。

- 2 身元保証人は、身元確実な者で、留学生の身分及び在学中の経費等について、一切の責任を負うことのできる者でなければならない。学生や、短期滞在者は身元保証人と認めない。

(連絡人)

第8条の2 必要な時に必ず連絡が取れる日本在住者を連絡人として、本学に届け出なければならない。

(履修上の特別措置)

第9条 外国人留学生の教育、履修方法、単位認定等については、本学学則の定めによるほか、次の特別措置を講じることができる。

- 2 外国人留学生は、外国人留学生日本語支援科目(卒業単位には含まない。)として開講する「日本語A」、「日本語B」を履修し、4単位を修得しなければならない。ただし、大学が別に認める外国人留学生は、この限りではない。
- 3 前項に定める履修により4単位を修得しない者は、「卒業研究演習」を履修することができない。
- 4 外国人留学生は、共通教養科目の選択必修科目のうち外国語科目については、母国語を選択することはできない。

(授業料の減免)

第10条 外国人留学生の学修・研究活動を奨励することを目的とし、授業料の減免制度を設けるものとする。

- 2 授業料の減免額は、平成24年4月1日以降に入学した学生(授業料650,000円)については、250,000円の定額とし、平成24年3月31日以前に入学した学生(授業料800,000円)については、従前どおり半額とする。
- 3 入学を志望する外国人留学生が、次の各号に該当するときは、別に定める減免申請書に基づき、授業料の減免を行う。
 - (1) 強い学修意欲をもち、学業を継続する意思があると認められる者
 - (2) 経済的な支援が必要と認められる者
 - (3) 当該在留資格の範囲内の活動を行い、在留資格の更新等に関して問題がないと認められる者
- 4 外国人留学生が、次の各号の一に該当したときは、減免を停止することがある。
 - (1) 出席日数等の履修状況により、学業継続の意思がないと認められる者
 - (2) 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) その他、学則に違反し、資格不良と認められる者

(選考等委員会)

第11条 前条第3項に定める外国人留学生に対する授業料減免の対象とする候補者を選考するとともに、授業料の減免を受けて

いる外国人留学生で、前条第4項各号の定めに該当する恐れのある者に対する審査を行うため、外国人留学生授業料減免選考等委員会を置く。

- 2 外国人留学生授業料減免選考等委員会は、留学生在籍管理委員会委員をもって組織する。
- 3 外国人留学生授業料減免選考等委員会に委員長を置き、留学生在籍管理委員会委員長をもって充てる。
(授業料減免の承認及び停止)

第12条 授業料減免の承認及び停止は、外国人留学生授業料減免選考等委員会の議を経て、学長が行う。
(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(略)

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。(教育課程の改訂に伴う改正)
- 2 この規程施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

13. 愛国学園大学インターンシップ実施要項

令和7年9月26日

(趣旨)

第1条 この要項は、愛国学園大学（以下「本学」という。）における学生のインターンシップに関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、企業・団体・官公庁等において学生が実践的な実務を経験することにより、学生の就業意識の向上及び学習意欲の増進を図るとともに、将来のキャリア形成支援に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) インターンシップ 企業・団体・官公庁等が行うキャリア形成支援プログラムのうち、参加期間（所要日数）が5日間以上であり、かつ、その半分を超える日数が就業体験であるものをいう。

(2) 受入機関 インターンシップを受け入れる企業・団体・官公庁等をいう。

(3) 参加学生 インターンシップに参加する学生をいう。

(参加条件)

第4条 インターンシップの参加学生は、次の各号に定める条件を全て満たさなければならない。

(1) 本学に在籍する正規学生であること（科目等履修生、研究生等を除く）

(2) 本学に1年以上在学していること

(3) 事前研修を受講していること

(受入機関の選択と応募)

第5条 インターンシップの受入機関は原則として参加学生が自ら探し、応募するものとするが、本学から受入機関を紹介する場合もある。

2 インターンシップの応募方法は、受入機関が定める方式に則るものとする。

3 インターンシップの参加は、受入機関からの承認をもって確定する。

(費用の負担)

第6条 インターンシップに要する費用は、原則としてインターンシップを行う学生の負担とする。

(単位認定)

第7条 インターンシップによる単位認定は行なわない。

(届出)

第8条 インターンシップへの参加学生は、事前に、インターンシップ参加届（別紙様式1）を学務課宛てに提出しなければならない。

(公欠)

第9条 インターンシップの参加時期は、原則、本学の春季及び夏季休業等長期休業期間中とするが、やむを得ない事情により授業期間中に参加する場合、公欠の申請を行うことができる。

2 公欠の可否は、「愛国学園大学の学生がやむを得ない事情等により授業を欠席した場合の取扱要領」に基づき決定する。

(守秘義務)

第10条 参加学生は、インターンシップによって知り得た受入機関の情報・個人情報を他に漏らしてはならない。

(終了後の報告)

第11条 参加学生は、インターンシップの終了後、インターンシップ報告書（別紙様式2）を学務課宛てに提出するものとする。

(事務)

第12条 インターンシップに関する事務は、学務課において処理する。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年9月26日から施行する。

14. 愛国学園大学研究生・委託生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、愛国学園大学学則第43条第2項及び第44条第2項に基づき、研究生並びに委託生について定めることを目的とする。

(出願)

第2条 専攻分野について、研究活動を行うに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな知識を養うため、研究生としての入学を志願する者は、所定の願書に研究事項及び履歴事項を記載し、学長あて願い出なければならない。その際、別表に掲げる検定料を納付する。

(入学許可)

第3条 学長は、前条の願い出のあった者について、面接等の検定を行い、教授会の議を経て入学を許可する。

(入学手続)

第4条 入学を許可された者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、別表に掲げる研究指導料を納付し、入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了したのものについて、入学を許可する。

(研究期間)

第5条 研究生の在学期間は、原則として1年とする。

2 研究生は、学長の許可を経て、1年以内に限り研究期間を延長することができる。

(入学時期)

第6条 研究生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、必要により、後期の始めとすることができる。

(研究指導料の納付)

第7条 研究生は、所定の期日までに在学期間に係る研究指導料全額を納付するものとする。ただし、研究指導料の全額を経済的な事由等により、所定の期日までに納付することが困難であると研究生から申し出があった場合、前期及び後期に区分して納付することを認めることがある。

2 第5条第2項により研究期間を延長した研究生は、研究指導料を納付する。

(既納の検定料等)

第8条 既納の検定料、研究指導料は、原則として返還しない。ただし、年度又は学期の開始前にやむを得ない事由により、入学辞退の申し出があった場合は、研究指導料を返還する。

(指導教員)

第9条 研究生の指導教員は、教授会の議を経て学長が指名する。

(授業への出席)

第10条 学長は、指導教員が研究上必要と認めた場合、研究生に対し、授業への出席を許可することができる。

(研究修了証書)

第11条 学長は、研究を修了した者に対し、研究修了証書を授与する。

(退学)

第12条 研究生は、退学しようとするときは、その事由を付して学長に願い出なければならない。

(除籍)

第13条 学長は、研究生が、次の各号のいずれかに該当する場合、教授会の議を経て除籍する。

(1) 研究指導料の納付を怠り督促しても納付しない場合

(2) 正当な理由がなく、長期間にわたる欠席などで研究を継続する意思が認められないと判断した場合

(3) 社会通念に著しく反する行為があった場合

(4) その他、本学の秩序を乱し、研究生としての本分に反した場合

(委託生)

第14条 委託生として、履修を願い出る者には、科目等履修生に関する規程を準用する。

附 則

1 愛国学園大学研究生・委託生に関する規程(平成10年4月1日施行)は、平成22年8月31日をもって廃止する。

2 この規程は、平成22年9月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

(略)

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項、第7条第2項及び第8条の研究登録料に関する改正規定、及び別表に係る改正については、平成31年4月1日に入学する研究生(前年度に入学し継続を認められた研究生を含む。)から適用する。

別表:検定料、研究指導料

区 分	研 究 生	適 用
検定料	20,000 円	実習等の内容により教材費等の 実費を徴収することがある
研究指導料	年額 300,000 円	

15. 愛国学園大学長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛国学園大学学則(以下「学則」という。)第5条の2の規定に基づき、愛国学園大学(以下「大学」という。)における長期履修(学則第5条に規定する修業年限(以下「修業年限」という。)を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、修業年限内での修学が困難な事情にある者とする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数の最終年次となる者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障がいのある者
- (4) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、修業年限の2倍を超えない範囲内において、年度を単位として認める。

(在学年限)

第4条 長期履修を認められた者の在学年限は、学則第5条の定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第23条の定めるところによる。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、本学が定める期日までに、別紙様式1により学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとし、別紙様式2により申請者に通知する。

(履修形態の変更)

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。)については、1度に限り申し出ることができる。

2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。

3 長期履修の期間の短縮を認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

(学納金)

第8条 長期履修を認められた者に係る学納金の取扱いについては、学則第38条から第41条の規定、並びに大学学納金等の納入に関する取扱規程の定めるところによる。

第9条 長期履修を許可された場合の各年度の学納金の額の算定は、入学金を除き、授業料、施設設備費及び実験実習費について、それぞれ修業年限を乗じて得た額を長期履修の期間で除して得た額の合計額とする。

2 学友会、その他の会費についても同様とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

16. 愛国学園大学附属図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛国学園大学学則第49条第2項の規定に基づき、愛国学園大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用の資格)

第2条 図書館を利用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 愛国学園大学(以下「本学」という。)の教職員
- (2) 本学の学生(研究生及び科目等履修生を含む。)
- (3) その他図書館長が利用を許可した者

(利用証)

第3条 図書館を利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ図書館利用証(以下「利用証」という。)の交付を受けるものとする。

2 図書館を利用しようとするときは、利用証を携帯するものとする。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

平 日 午前9時から午後5時まで

土曜日 午前9時から午後1時まで

2 前項の規定にかかわらず、本学における春期、夏期及び冬期の休業日には、平日は午後5時まで開館するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、図書館が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することがある。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月25日から翌年1月10日まで
- (4) 本学における春期及び夏期の休業日の土曜日

2 前項の規定にかかわらず、図書館が必要と認めたときは、臨時に閉館又は開館することがある。

(閲覧室資料の利用)

第6条 図書館が所蔵する図書、雑誌その他の資料(以下「資料」という。)のうち閲覧室等に備付けの資料は、それぞれの室内において自由に利用することができる。

(資料の貸出)

第7条 資料は、次の各号に掲げるものを除き、所定の手続きを経て貸出しを受けることができる。

- (1) 参考図書
- (2) 新着雑誌及び未製本雑誌
- (3) 貴重図書
- (4) 視聴覚資料
- (5) 電子情報化資料
- (6) その他図書館長が指定したもの

2 前項の規定により貸出しを受ける場合の貸出冊数及び期間は、別表のとおりとする。

3 利用者は、貸出しを受けた資料を他人に転貸してはならない。

(教員特別貸出)

第8条 前条の規定によるもののほか教員は、特定の資料の貸出しを受けることができる。

2 前項の規定により貸出しを受ける場合の貸出冊数及び期間等については、図書館長が別に定める。

(貸出資料の返却)

第9条 資料の貸出しを受けている者が利用の資格を失ったときは、貸出資料を速やかに返却しなければならない。

2 図書館長が必要と認めたときは、貸出期間中であっても貸出資料の点検又は返却を求めることがある。

(汚損等の届出義務等)

第10条 利用者が、資料を汚損若しくは紛失したとき、又は機器その他の設備を損傷したときは、速やかに図書館長に届け出なければならない。

2 資料又は機器その他の設備を汚損、紛失又は損傷した者には、弁償を求めることがある。

(利用の制限)

第11条 利用者が、この規程に違反したときは、図書館の利用を制限することがある。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、図書館運営委員会の議を経て、図書館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

利用者		貸出冊数	貸出期間
教 員		10 冊以内	30 日以内
学生	3.4 年生	5冊以内	20 日以内
	1.2 年生・研究生及び科目履修生	2冊以内	10 日以内
教員以外の職員		2冊以内	8日以内

17. 愛国学園大学学納金等の納入に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 愛国学園大学学則(以下「学則」という。)第38条から第41条の規定に基づく学納金(入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費)、その他経費(学友会費及び母師会費)(以下「学納金等」という。)の納入並びに在籍料の徴収の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(学納金等の納入)

第2条 学納金等は、年額を一括して納入する場合又は前期分又は後期分を納入する場合は、それぞれ別表1のとおり納入するものとする。

2 学納金等の納入方法は、原則として銀行振り込みとする。

3 学生(入学予定者を含む。以下同じ。)が、学納金等を納入期日までに納入しないときは、日本人等学生(特別永住者、永住者などを含む(以下「日本人等学生」という))に対しては学資負担者宛、留学生に対しては本人に、普通郵便により納入金額を記した請求書(別紙様式1)及び振込依頼書を送付する。

(学納金等の減免)

第3条 愛国学園大学外国人留学生規程第10条第3項に該当する外国人留学生は、同第2項の規定に基づき授業料の一部を減免することができる。減免の額は別表1のとおりとする。

(分割納入の承認)

第4条 学納金等を指定期日までに前期分又は後期分を一括して納入することが、経済的困窮等の事由により困難であると学生から申し出があった場合、当該学生から「分割納入願」(別紙様式2)を提出させ、学長が止むを得ないと認めたときは、分割納入(以下「分納」という。)を承認することができる。なお、学納金等(入学金を除く。以下同じ。)の納入に当たっての優先順位は、授業料、施設設備費、実験実習費、学友会費、母師会費の順とする。

2 学長が分納を承認したときは、学生全員の納入状況を記録している「学納金納入台帳」(別紙様式3)に分納に係る納入期日、金額等を記載し債権の保全に努める。

(分納の納入期限)

第5条 分納の納入期限は、前期分、後期分ともにそれぞれ各期定期試験開始日の前日までとする。ただし、学長が特に認めた場合は、前期分の一部を後期試験前日まで延長することができるものとする。

(分納に係る振込依頼書の送付)

第6条 分納を承認したときは、「分割納入願」に記載された納入期日の1ヶ月前に、日本人等学生に対しては学資負担者宛、留学生に対しては本人に、普通郵便により振込依頼書を送付する。

(長期履修を認められた場合における学納金の年額及び徴収方法)

第7条 学則第5条の2の規定により長期履修(修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること。以下同じ。)を認められた者から徴収する学納金の年額は、当該者が長期履修を認められた期間(以下「長期履修期間」という。)に限り、学則第38条から第41条の規定にかかわらず、当該者が長期履修をしなかったものとした場合の修業年限に相当する期間に納付すべき学納金の総額(以下「学納金総額」という。)から当該者が長期履修期間前に納付した学納金の総額(入学時から長期履修を認められた場合には、0円)を控除した額を長期履修期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

2 長期履修を認められた者が長期履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)を認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて第1項の規定により算出した学納金の年額に当該者が学納金を納入した期間の年数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)から当該者が納入した学納金の総額を控除した額を、長期履修期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。

(休学期間中の在籍料及び学納金)

第8条 休学を許可された学生に対しては、学則第39条第1項の規定により在籍料を徴収するものとし、在籍料の額は、当該休学期間が、前期の全期間又は後期の全期間の場合は、別表2のとおりとし、休学を許可するときに徴収するものとする。

2 在籍料を徴収する学生からは学納金は徴収しない。なお、年額を納入し、年度の途中から休学して後期から在籍料を納めることとなった学生には、学則第41条の規定にかかわらず納入済みの後期学納金相当額を返却する。

(納入督促)

第9条 前第2条第1項及び第2項に基づく学生にあっては、学納金等納入の請求をした日から、また、同第3項に基づく分納対象学生にあっては分納の納入期日から、それぞれ1か月間経過しても納入が確認されない場合、日本人等学生に対しては学資負担者宛、留学生に対しては本人に、普通郵便により未納金額を記した第1回目の督促状(別紙様式4)及び振込依頼書を送付する。

2 前項の督促状送付後、1か月間経過しなお納入が確認できないときは、普通郵便により第2回目の督促状を前項と同様の宛先に送付し、その後も1か月間経過ごとに督促状を送付するが、第3回目の督促状送付に当たっては、配達証明付郵便により行う。

3 督促を行ったときは、その都度「学納金納入督促整理簿」(別紙様式5)に記帳する。

(学納金未納学生の延納措置等)

第10条 前条に基づく納入督促を行っても、なお学納金が納入されない場合、次の措置を講じるものとする。

(1) クラス担任は、学内掲示等により学生を呼び出し、学生に学業継続の意思及び納入の能力を確認し、学納金の延納を認めることが適当と判断した場合は、「学納金納入延納願」(別紙様式6)を提出させ、学長の承認を受けるものとする。なお、延納の期間は、原則として、当該年度の年度末を限度とする。

(2) 学長は、学納金の納入が確認されるまでの間、単位の授与、卒業の認定及び本学学生としての身分に関する証明書の発行を停止させることができる。

(学納金未納学生の除籍)

第11条 前条までの措置にかかわらず、学納金が納入されないときは、学長は本学学則第27条1項3号の定めにより除籍する。

2 前項の除籍に当たっては、次の手順に従って行うものとする。

(1) 除籍の対象となった学生については、3回目の督促状送付後1か月間経過しても納入が確認できないときは、当該学生のほか日本人等学生は学資負担者に、留学生は本人及び保証人に除籍の対象となっている旨通知(別紙様式7)する。

(2) 除籍の期日は、原則として、学長が除籍を決定した月の末日とする。

- (3) 除籍を決定した場合、学長名で除籍通知書により、当該学生に通知するとともに、その写しを日本人等学生は学資負担者に、留学生は保証人に送付する。
- (4) 除籍した場合、除籍発効の日から1ヶ月間除籍の事実を公示（別紙様式8）し、学籍簿に記載する。ただし、公示に当たって除籍者本人の氏名は、原則として非公開とする。
（事務の分担）

第12条 この規程に定める事務の分担は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年11月1日から施行する。（外国人留学生の納入額等の変更）

18. 愛国学園大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 愛国学園大学(以下「本学」という。)の学生の懲戒については、愛国学園大学学則第48条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(調査委員会の設置)

第2条 学長は、学生に懲戒に該当する行為(以下「事案」という。)があったと認めるときは、当該事案の事実調査等を行わせるため、学生懲戒調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。

2 調査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

3 学長は、前項の調査を行うに当たって必要と認めるときは、委員以外の者を加えることができる。

(事情の聴取等)

第3条 調査委員会は、事実調査に当たり、当該学生に対し事情の聴取を行うものとする。

2 調査委員会は、事情の聴取に際し、当該学生が、弁明し、自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

3 当該学生が、弁明や自己に有利な証拠を提出する機会を与えたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席した場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(他の委員会との協議)

第4条 調査委員会は、当該事案について、調査委員会が必要と認めるときは、懲戒の要否及び種類、程度をほかの関係委員会と協議することができるものとする。

(調査等の結果の報告)

第5条 調査委員会は、事実調査の結果及び懲戒処分に関する意見を学長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

第6条 学長は、教授会の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分書の交付等)

第7条 学長は、前条の決定に基づき、別記様式1の懲戒処分書及び処分内容を当該学生に伝達するとともに、当該学生の保護者又は保証人に通知するものとする。

2 懲戒の発効日は、懲戒処分書の伝達日とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 懲戒を実施した場合、懲戒の内容及び懲戒の事由は原則として懲戒発効の日から1ヶ月間別記様式2により公示し、懲戒の事実を学籍簿に記載する。ただし、学生の氏名等は、原則として非公開とし、証明書及び推薦書等には、その内容を記載しないものとする。

(事務の処理)

第8条 学生の懲戒に関する事務は、学務課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(略)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

19. 愛国学園大学修学奨励会報奨金支給規程

(目的)

第1条 愛国学園大学(以下「本学」という。)に在籍する学生の各種資格等の取得を奨励することにより、本学の充実・発展に寄与するため、この規程で認めた資格等を取得した学生に対し報奨金を支給する。

(対象)

第2条 この規程の適用を受ける者は、本学に在籍する学生とする。

(報奨金)

第3条 報奨金は、別表に掲げる資格等(以下「対象資格等」という。)を取得した学生に対し、一律5,000円の金額を支給する。

(報奨金の申請)

第4条 報奨金を申請する学生は、様式1の「愛国学園大学修学奨励会報奨金支給申請書」に、合格証、資格証、認定証等第3条に該当することがわかる書類を添えて修学奨励会へ提出し、修学奨励会役員会の審査を受けなければならない。

2 報奨金の申請は、1つの資格に対して同一年度内1回限りとする。

3 報奨金の申請は、特別の理由がある場合を除き、その事由が発生してから3ヶ月以内に行う。

(支給対象外)

第5条 学納金の納期を怠り、督促しても納付しない学生については、本報奨金の対象外とする。

(報奨金の支給)

第6条 修学奨励会役員会の審査により報奨金の支給を決定した場合は、当該学生に対し現金を支給する。

(略)

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行し、施行日以降に取得した資格等について適用する。(第3条別表の支給対象資格等に経営学検定を追加。)

別表 修学奨励会報奨金の支給対象資格等

資格等	支給対象	実施主体
色彩検定	1級	(社)全国服飾教育者連合会(A・F・T)
アロマテラピー検定	1級	(社)日本アロマ環境協会
基本情報技術者		(独)情報処理推進機構、経済産業省
ITパスポート		(独)情報処理推進機構、経済産業省
TOEIC	500点以上	(財)国際ビジネスコミュニケーション協会
簿記検定	日商簿記2級以上	商工会議所
秘書技能検定	準1級以上	(財)実務技能検定協会
日本語能力試験	N1	公益財団法人 日本国際支援協会
経営学検定	初級以上	(社)日本経営協会